

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年9月24日学長裁定)

目標・計画検討ワーキンググループ要項の一部を改正する要項

目標・計画検討ワーキンググループ要項（平成20年1月29日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(設置) 第1 国立大学法人旭川医科大学中期目標・中期計画に関する事項について検討するため、旭川医科大学大学運営会議の下に目標・計画検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。 (任務) 第2 WGは、次の事項について検討する。 (1) 中期目標・中期計画の原案策定に関すること。 (2) 中期目標・中期計画の見直し又は変更に関すること。 (3) その他中期目標・中期計画に関すること。 (構成) 第3 WGは、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事（<u>非常勤の役職を除く。</u>） (2) 副学長 (3) 図書館長 (4) 学長補佐 <u>(5) 学科長</u>（新設） <u>(6) 専攻長</u>（新設） <u>(7) 病院長</u> <u>(8) 事務局長</u> <u>(9) 事務局次長</u>（総務・教務担当）	(設置) 第1 国立大学法人旭川医科大学中期目標・中期計画<u>及び年度計画</u>（以下「<u>中期目標・中期計画等</u>」という。）に関する事項について検討するため、旭川医科大学大学運営会議の下に目標・計画検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。 (任務) 第2 WGは、次の事項について検討する。 (1) 中期目標・中期計画<u>等</u>の原案策定に関すること。 (2) 中期目標・中期計画<u>等</u>の見直し又は変更に関すること。 (3) その他中期目標・中期計画<u>等</u>に関すること。 (構成) 第3 WGは、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事 (2) 副学長 (3) 図書館長 (4) 学長補佐 <u>(5) 副病院長</u> <u>(6) 事務局長</u> <u>(7) 事務局次長</u>（総務・教務担当）

(10) 事務局次長（財務・病院担当）

(11) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第11号の委員は、学長が委嘱する。

（任期）

第4 第3第1項第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることができる。

（委員長）

第5 WGに委員長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（委員以外の者の出席）

第6 WGが必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。（新設）

（検討部会）

第7 WGの下に、必要に応じて、検討部会を置くことができる。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

2 検討部会の座長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

（削除）

（削除）

3 検討部会は、WGの委員で構成するほか、WGの委員長が必要と認めた者を加えることができる。

(8) 事務局次長（財務・病院担当）

(9) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第9号の委員は、学長が委嘱する。

（任期）

第4 第3第1項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることができる。

（委員長）

第5 WGに委員長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（検討部会）

第6 WGの下に教育検討部会、研究検討部会、社会連携・国際化等検討部会、病院検討部会及び業務・財務等検討部会を置き、次の分野に係る事項について検討する。

(1) 教育検討部会は、教育に関すること。

(2) 研究検討部会は、研究に関すること。

(3) 社会連携・国際化等検討部会は、社会連携・社会貢献及び国際化に関すること。

(4) 病院検討部会は、病院に関すること。

(5) 業務・財務等検討部会は、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、自己点検・評価及び情報提供並びにその他業務運営に関する重要事項に関すること。

2 各検討部会の座長は、次に掲げる者とする。

(1) 教育検討部会、研究検討部会、社会連携・国際化等検討部会及び病院検討部会は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(2) 業務・財務等検討部会は、事務局長をもって充てる。

3 各検討部会は、WGの委員で構成するほか、WGの委員長が必要と認めた者を加えることができる。

(庶務)

第8 WGの庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和8年9月24日から施行する。

【改正理由】

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）の施行に伴い「年度計画」に係る規定を見直すとともに、第5期中期目標・中期計画の策定に向けた学内の検討体制を整備するため、検討部会を廃止して組織の簡素化及び機動性の向上を図るほか、学長の陪席を求めるため、所要の改正を行うものである。

(庶務)

第7 WGの庶務は、総務課において処理する。